## 1. 議事日程

[平成28年第2回安芸高田市議会6月定例会第18日目]

平成28年 6月27日 午前10時開会 於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名							
日程第2	議案第46号	安芸高田市特別職員の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償						
		等に関する条例の一部を改正する条例						
日程第3	議案第49号	安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条						
		例の一部を改正する条例						
日程第4	議案第50号	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例						
日程第5	議案第51号	安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定						
		める条例の一部を改正する条例						
日程第6	議案第53号	安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例						
日程第7	発議第3号	公契約法制定を求める意見書について						
日程第8	発議第4号	教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意						
		見書について						
日程第9	閉会中の継続調査の件について							

## 2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉	重	輝	吉	2番	玉	井	直	子
3番	久	保	慶	子	4番	下	尚	多美	美枝
5番	前	重	昌	敬	6番	石	飛	慶	久
7番	児	玉	史	則	8番	大	下	正	幸
9番	水	戸	眞	悟	10番	先	III	和	幸
11番	熊	高	昌	三	12番	宍	戸	邦	夫
13番	秋	田	雅	朝	14番	塚	本		近
15番	藤	井	昌	之	16番	金	行	哲	昭
17番	青	原	敏	治	18番	Щ	本		優

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

15番 藤井昌之 16番 金行哲昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長 一義 長 竹本峰昭 浜 田 副 市 教 育 長 永 井 初 男 長 杉安明彦 総 務 部 企画振興部長 西岡 保 典 市民部 長 小笠原 義 和 福祉保健部長兼福祉事務所長 可愛川 實知則 產業振興部長 清 水 勝 産業振興部特命担当部長 山平 建設部長兼公営企業部長 伊藤 修 良 治 教 育 次 長 叶 丸 一 雅 消防 久 保 高 憲 長 会計管理者 八千代支所長 広 瀬 信 之 佐々木 早百合 美土里支所長 高宮支所長 毛 利 幹 夫 中 谷 文 彦 小 玉 甲田支所長 勝 向原支所長 神岡眞信 土 井 実貴男 財 政 課 河 本 圭 司 総務課長 長 猪掛公詩 政策企画課長

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

外 輪 勇 三 事 務 局 長 事務局次長 森岡雅昭 総 務 國 岡 浩 祐 専 門 員 係 長 大 足 龍 利 ~~~~~~

午前10時00分 開会

○山本議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。

監査委員より平成28年5月分の例月出納検査の報告がありました。

写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○山 本 議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

次に本日の会議の運営について、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたします。

本日の会議の運営につきまして、本日、議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。

追加案件となる、「発議第3号」及び「発議第4号」の取り扱いについて協議を行い、2件はそれぞれ提案理由説明後、質疑・討論、採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

〇山 本 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

〇山 本 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において15番藤井昌之君、及び16番 金行哲昭君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第46号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第49号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例

〇山本議長 日程第2、議案第46号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第3、議案第49号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員

長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛網號

平成28年6月10日付で、総務企画常任委員会に付託されました議案2件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案について、6月20日に本委員会を開き、市長、副市 長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。 議案第46号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、農業委員会等に関する 法律の一部改正、及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行 に伴い、特別職の職、並びに報酬を定めるものです。

審査の中で委員より「農業委員会委員と新たに設置される農地利用最適化推進委員の役割の違いはどうなるか。」との質疑があり、執行部から「農業委員会委員の担当区域が広がる中で、農地利用最適化推進委員には担当区域の農地の現地確認や、農地の貸し借りの橋渡し役として現地で活動していただくことが主な役割である。」と答弁がありました。

また委員より、「共通投票所を安芸高田市に設ける考えはあるか。重複した投票の危険性はないのか。」との質疑があり、執行部から「今現在、共通投票所の適当な場所は考えられないが、設置によるメリットについて慎重に議論していく必要がある。二重投票が最大のネックになると考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第49号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の改正を受け、本市で独自利用をしていく事務についての所要の改正を行うものです。

以上2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のと おり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

〇山 本 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び議案第49号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第4 議案第50号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正す る条例

日程第5 議案第51号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例

〇山 本 議 長 日程第4、議案第50号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を 改正する条例」の件、及び日程第5、議案第51号「安芸高田市家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例」の件の2件を一括して議題といたします。

> 本案2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員 長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重対類學生常任委員長

平成28年6月10日付で本委員会に付託されました議案第50号及び議案 第51号の2件について審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案につきまして、6月21日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第50号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」は、子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児等医療費公費負担事業の受給対象年齢を現行の15歳到達後の3月31日までから、18歳到達後最初の3月31日まで、3年間拡大するもので、平成28年8月1日から施行するものであります。なお、この拡大による対象者数は701名で、医療費等の関連予算額は652万7,000円となっております。

審査の過程において、委員より「この事業は、年収などの条件をつけていないが、どういった理由で条件を設定されなかったのか。」との質疑があり、執行部より「現行制度でも所得制限なしという取り扱いを行っており、今回の拡大にあたっても、所得制限はかけない形での子育て世帯への経済的な負担軽減という意味合いで考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「どちらかと言えば、所得の少ない家庭を助けるというのが本来の基本的な姿ではないかと考える。若者定住、子育て世代を応援するという意味合いではわかるが、そういうような所得制限を設ける考えは全くないか。」との質疑があり、執行部より、「これに限らず、いわゆる受益者負担ということは日本の税制では大きな課題であり、国としてもその方向に今動いている。これは本市に限らず、日本の大きな課題であるので、しっかり見きわめ検討していきたい。」との答弁がありました。

また委員より、「対象者が18歳到達後最初の3月31日までとなっているが、最終日の3月31日に入院した場合の支給はどうなるか。」との質疑があり、執行部より、「受給者証の有効期限は3月31日までとなっており、1日分だけが対象となる。」との答弁がありました。

次に、議案第51号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、厚生労働省令で定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、2点あり、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、特別避難階段の構造が改正されたことによる改正と、小規模保育事業A型、及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所における保育士の不足に対応するために、職員の配置基準及び資格要件の緩和をされたことによる改正の2点であります。なお、安芸高田市内においては、現在、本条例の改正によって適用を受ける施設はないとのことでありました。

以上の2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案の とおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山 本 議 長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を 改正する条例」の件、及び議案第51号「安芸高田市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件の 2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、 委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第6 議案第53号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例 〇山 本 議 長 日程第6、議案第53号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する 条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長か

ら審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長

平成28年6月10日付で本委員会に付託されました議案の審査経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案について、6月23日に産業建設常任委員会を開き、 慎重に審査を行いました。

議案第53号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例」は、 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公選法 から任命制に変わり、また、農業委員会の役割が農地等の利用の最適化 の推進として強化されることから農業委員の仕事を分割し、新たに農地 利用最適化推進委員を設置することとなり、本市の農業委員を12名、農 地利用最適化推進委員を35名にそれぞれ定数を定めるものであります。

審査の経過において、委員より、「農業委員12名、農地利用最適化推進委員35名をどのような形で選ぶのか。」との質疑があり、執行部より、「公募になるが、個人で立候補される場合と個人が個人を推薦する場合や、農業者団体等が推選される場合と3通りがあり、選考委員会を開くことになっている。」と答弁がありました。

また、委員より、「役割において、地域活動が農地利用最適化推進委員になり、それは今までの業務として農業委員がされてきたが、大きな違いとして農地利用最適化推進委員がされることと、それをどのように農業委員会に生かしていくのか。」との質疑があり、執行部より、「農業委員は、今まで自分で現地を確認に行き、総会にも出て議決をされていたが、今回から議決が主になり、農地利用最適化推進委員は、地域の現場活動が主になるが、総会で議決をする農業委員としっかり話し合いをして、密接に連携を取っていただくようになる。各町単位で推進委員と農業委員を交えた会合等を開くようにしなくてはならないと考えている。」と答弁がありました。

議案を慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で報告といたします。

〇山 本 議 長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長

の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。 「起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ~~~~~~~~

日程第7 発議第3号 公契約法制定を求める意見書について

〇山 本 議 長 日程第7、発議第3号「公契約法制定を求める意見書について」の件を 議題といたします。

> 議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。 総務企画常任委員長 石飛慶久君。

〇石飛繼離傾頻 発議第3号「公契約法制定を求める意見書について」提案理由を説明 いたします。

> 本定例会会期中の総務企画常任委員会における審査案件、公契約法制 定を求める陳情書について、6月20日に委員会を開き、審査した結果、 採択いたしました。

> 現在、ワーキングプアが大きな社会問題となっており、国民、住民福祉の向上を図るべき行政部門においても、公共サービスの民間委託の拡大が低コスト競争を生み、最終的にはサービスを提供する者の労働条件切り下げでつじつまが合わされ、官製ワーキングプアの拡大や行政サービス水準の低下を招いています。地方自治体においては、平成21年に千葉県野田市の公契約条例の制定をはじめ、今日では全国で13区市が条例を制定し、公契約の場で働く労働者の賃金改善が図られています。

政府は平成21年に公共サービス基本法を制定しており、サービス提供に最終的責任を持つ国と自治体は適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備の検証責任を負わなければなりません。今般多くの自治体で条例制定に向けた調査や議論が進められており、国として公契約に働く労働者の賃金、労働条件改善へ向けた具体化を進めるべきであります。よって、早急に公契約法の制定を求め、政府に対して意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

〇山 本 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

〇山 本 議 長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第3号「公契約法制定を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。~~~~~~~

日程第8 発議第4号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持 を求める意見書について

〇山本議長 日程第8、発議第4号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の 堅持を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重類性 発議第4号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件、「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する陳情」について、6月21日に委員会を開き審査した結果、採択いたしました。

子どもたちに、豊かで行き届いた教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことでありますが、日本の子どもに関する公的支出は、諸外国に比べ、極めて低いのが現状であります。義務教育費国庫負担金の負担割合の縮小、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

この陳情の趣旨を踏まえ、教育の自治体間格差を生じさせないために、 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元すること を含め、制度を堅持すること。学校施設整備費、就学援助、奨学金、学 校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む 国の予算を拡充することを求める意見書を政府に対して提出するもので す。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

〇山 本 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

〇山 本 議 長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第4号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続調査の件について

〇山本議長 日程第9「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。 議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継 続調査の申し出が提出されております。

> 本件については、これを承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)

〇山 本 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員